



Kintetsu

第130期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2024年5月23日（木曜日）

午前10時



場所

大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号

都シティ 大阪天王寺 6階 吉野の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

証券コード 8244

株式会社近鉄百貨店

目次

第130期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	18
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告	39

会社法の改正に伴い、2022年9月1日に電子提供制度が導入されましたが、当社は株主の皆様への情報提供を重視し、当面の間、書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおり、株主総会資料等を書面で送付することとしております。

(証券コード：8244)
2024年5月7日

株主の皆様へ

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号
株式会社近鉄百貨店
取締役社長 秋田 拓士

第130期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。また、このたびの能登半島地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第130期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第130期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.d-kintetsu.co.jp/corporate/ir/soukai.php>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「近鉄百貨店」または「コード」に当社証券コード「8244」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、3ページの「議決権行使についてのご案内」にしたがって2024年5月22日（水曜日）午後6時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月23日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号 都シティ 大阪天王寺 6階 吉野の間
3. 目的事項
報告事項 第130期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

電子提供措置事項に記載すべき事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。したがって、電子提供措置事項に記載の内容は、監査役および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに当たって監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

- ・事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

(2) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い

各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(以上)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎定時株主総会決議ご通知は、株主総会后に当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



インターネットで議決権を行使される場合

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年5月22日（水曜日）

午後6時35分入力完了分まで



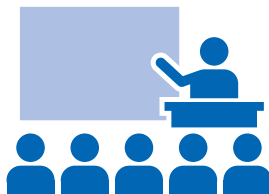
書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年5月22日（水曜日）

午後6時35分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年5月23日（木曜日）午前10時

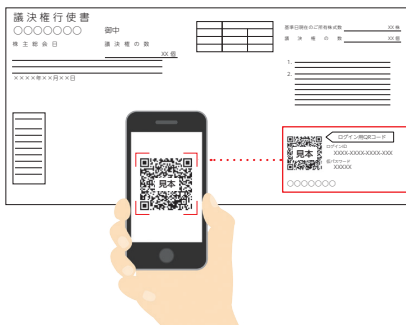
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開に備え財務体質の強化を図る一方で、業績や経済情勢などを総合的に勘案し、安定的な配当を目指していくこととしております。

第130期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 10円

総額 403,765,140円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年5月24日

第2号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	
1	あきた たくし 秋田 拓士	取締役社長 社長執行役員	再任
2	ながの きみとし 長野 公俊	取締役 専務執行役員	再任
3	やぎ てつ 八木 徹	取締役 常務執行役員	再任
4	かじま たかひろ 梶間 隆弘	取締役 常務執行役員	再任
5	こばやし てつや 小林 哲也	取締役	再任
6	むかい としあき 向井 利明	取締役	再任 社外 独立
7	よしかわ いちぞう 吉川 一三	取締役	再任 社外 独立
8	ひろせ きょうこ 廣瀬 恭子	取締役	再任 社外 独立
9	きたむら ひろし 北村 浩	常務執行役員	新任

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

あき た
秋田

たく じ
拓士

(1956年5月8日生)

再任



略歴および地位

- 1981年4月 旧株式会社近鉄百貨店入社
- 2011年6月 株式会社近鉄リテールサービス（現株式会社近鉄リテーリング）専務取締役営業本部長
- 2013年5月 当社執行役員
- 2014年5月 当社取締役 常務執行役員
- 2015年5月 当社取締役 専務執行役員
- 2019年5月 当社取締役社長 社長執行役員（現在）
- 2023年6月 近鉄リテールホールディングス株式会社取締役会長（現在）

●所有する当社株式数

4,300株

▶ 取締役候補者とした理由

営業部門全般を担任する専務執行役員を経て、現在は社長執行役員として当社グループの経営を担っており、流通・小売業における豊富な業務経験ならびに経営全般に関する知見を有していることから、適任であると判断いたしました。

候補者
番号

2

なが の
長野

きみ とし
公俊

(1967年12月17日生)

再任



略歴および地位

- 1990年4月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社
- 2012年11月 株式会社近鉄リテールサービス（現株式会社近鉄リテーリング）企画部ゼネラルマネージャー
- 2014年8月 当社営業統括本部営業戦略部長 兼 営業推進部長
- 2019年5月 当社執行役員
- 2020年5月 当社常務執行役員
- 2023年5月 当社取締役 専務執行役員（現在）

●担当

総合企画本部長

●所有する当社株式数

3,300株

▶ 取締役候補者とした理由

近鉄グループ会社および当社において主に企画開発、営業関連業務に従事し、現在総合企画本部長を務めるなど、当社業務に関する豊富な知識および業務経験を有していることから、適任であると判断いたしました。



略歴および地位

- 1984年4月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社
2012年11月 同社総合戦略室経営戦略部長
2016年6月 株式会社海遊館専務取締役
2017年6月 近鉄不動産株式会社取締役経理本部長
2019年6月 同社常務取締役経理本部長
2020年9月 当社常務執行役員
2021年5月 当社取締役 常務執行役員（現在）

●担当

業務本部長

●所有する当社株式数

1,700株

▶ 取締役候補者とした理由

近鉄グループ会社において主に経理・財務関連業務に従事し、現在当社業務本部長を務めるなど、同業務に関する専門的知識および豊富な業務経験を有していることから、適任であると判断いたしました。



略歴および地位

- 1984年4月 株式会社中部近鉄百貨店入社
2015年5月 当社四日市店長
2018年5月 当社執行役員
2022年5月 当社常務執行役員
2023年5月 当社取締役 常務執行役員（現在）

●担当

営業政策本部長

●所有する当社株式数

2,000株

▶ 取締役候補者とした理由

主に営業関連業務に従事し、四日市店長を経て、現在営業政策本部長を務めるなど、同業務に関する豊富な知識および業務経験を有していることから、適任であると判断いたしました。

**略歴および地位**

- 1968年 4月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社
- 2001年 6月 同社取締役
- 2003年 6月 同社常務取締役
- 2005年 6月 同社専務取締役
- 2007年 5月 当社取締役
- 2007年 6月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）取締役社長
三重県観光開発株式会社取締役社長
- 2013年 6月 同社取締役会長（2016年6月まで）
- 2015年 1月 近畿日本鉄道分割準備株式会社（現近畿日本鉄道株式会社）取締役会長
- 2015年 4月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長
近鉄不動産株式会社取締役会長
- 2015年 5月 当社取締役会長
- 2019年 5月 当社取締役（現在）
- 2019年 6月 近畿日本鉄道株式会社取締役（現在）
近鉄不動産株式会社取締役（現在）
- 2020年 6月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長 グループCEO
- 2023年 6月 同社取締役会長（現在）

●重要な兼職の状況

- 近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長
近鉄不動産株式会社取締役
KNT-CTホールディングス株式会社取締役

●所有する当社株式数

2,200株

▶ 取締役候補者とした理由

経済人としての豊富な経営経験と高い見識を持つだけでなく、親会社である近鉄グループホールディングス株式会社の役員を兼任しており、経営監督機能の強化およびグループ企業との連携による相乗効果が期待されることから、適任であると判断いたしました。



略歴および地位

- 1969年 4月 関西電力株式会社入社
 2001年 6月 同社取締役
 2007年 6月 同社取締役副社長
 2012年 6月 関電不動産株式会社（現関電不動産開発株式会社）取締役会長
 2012年 8月 同社取締役会長 兼 社長
 2013年 6月 同社取締役会長
 2016年 5月 当社取締役（現在）
 2018年 6月 関電不動産開発株式会社相談役
 2019年 6月 関西電力株式会社顧問（2023年12月まで）

●所有する当社株式数

100株

●当社社外取締役在任年数

本総会終結の時をもって8年となります。

▶社外取締役候補者とした理由
および期待される役割の概要

関電不動産開発株式会社の取締役会長を務めるなど、経済人として豊富な経営経験と高い見識を有し、また当社グループから独立した立場で当社グループ経営への助言をいただくことが期待できることから、適任であると判断いたしました。また、取締役会の諮問機関として設置している指名・報酬委員会の委員として、取締役候補者の指名および経営陣幹部の選解任プロセスならびに取締役報酬の決定プロセスに関与していただくことを期待しております。



略歴および地位

- 1970年 4月 住江織物株式会社入社
 1997年 8月 同社取締役
 2000年 8月 同社取締役退任
 同社上席執行役員
 2002年 8月 同社取締役
 2005年 8月 同社取締役社長
 2016年 5月 当社取締役（現在）
 2016年 6月 住江織物株式会社取締役会長
 2016年 7月 同社取締役会長 兼 社長
 2021年 8月 同社取締役会長
 2022年 8月 同社相談役（2023年8月まで）

●所有する当社株式数

100株

●当社社外取締役在任年数

本総会終結の時をもって8年となります。

▶社外取締役候補者とした理由
および期待される役割の概要

住江織物株式会社の取締役会長を務めるなど、経済人として豊富な経営経験と高い見識を有し、また当社グループから独立した立場で当社グループ経営への助言をいただくことが期待できることから、適任であると判断いたしました。また、取締役会の諮問機関として設置している指名・報酬委員会の委員として、取締役候補者の指名および経営陣幹部の選解任プロセスならびに取締役報酬の決定プロセスに関与していただくことを期待しております。

**略歴および地位**

- 1982年3月 株式会社広瀬製作所入社
- 1983年3月 同社取締役
- 2001年12月 同社取締役社長（現在）
- 2020年11月 大阪商工会議所副会頭（現在）
- 2022年5月 当社取締役（現在）

●重要な兼職の状況

株式会社広瀬製作所取締役社長

●所有する当社株式数

0株

●当社社外取締役在任年数

本総会終結の時をもって2年となります。

**▶社外取締役候補者とした理由
および期待される役割の概要**

現在株式会社広瀬製作所の取締役社長のほか大阪商工会議所の副会頭を務め、経済人として豊富な経営経験と高い見識を有し、また当社グループから独立した立場で当社グループ経営への助言をいただくことが期待できることから、適任であると判断いたしました。また、取締役会の諮問機関として設置している指名・報酬委員会の委員として、取締役候補者の指名および経営陣幹部の選解任プロセスならびに取締役報酬の決定プロセスに関与していただくことを期待しております。

**略歴および地位**

- 1985年4月 旧株式会社近鉄百貨店入社
- 2016年5月 当社奈良店副店長
- 2019年5月 当社執行役員
- 2023年5月 当社常務執行役員（現在）

●担当

商業開発運営本部長

●所有する当社株式数

2,900株

▶取締役候補者とした理由

主に営業関連業務に従事し、現在商業開発運営本部長を務めるなど、同業務に関する豊富な知識および業務経験を有していることから、適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 向井利明氏、吉川一三氏および廣瀬恭子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項および定款第28条の規定により、向井利明氏、吉川一三氏および廣瀬恭子氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、優秀な人材確保、役員の職務の執行における萎縮防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年6月更新の予定であります。本議案において各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しております。
5. 当社は、東京証券取引所に対し、向井利明氏、吉川一三氏および廣瀬恭子氏を独立役員として届け出ております。
6. 秋田拓士氏、長野公俊氏、八木徹氏および小林哲也氏の過去10年間および現在の近鉄グループホールディングス株式会社および同社の子会社における業務執行者としての地位および担当は、「略歴および地位」欄に記載のとおりであります。

第3号議案 | 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役4名全員が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位			
1	おさだ ひろし 長田 宏	監査役（常勤）	再任	社外	
2	いのうえ けいご 井上 圭吾	監査役	再任	社外	独立
3	かさまつ ひろゆき 笠松 宏行	—	新任		
4	しゅとう きょうこ 首藤 恭子	執行役員	新任		

再任

再任監査役候補者

新任

新任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく
独立役員



略歴および地位

- 1978年4月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社
- 2004年12月 同社監査役室部長
- 2011年5月 近鉄ビルサービス株式会社（現近鉄ファシリティーズ株式会社）監査役
- 2012年5月 当社監査役（常勤）（現在）
- 2016年4月 株式会社きんえい監査役（現在）
- 2021年6月 奈良交通株式会社監査役（現在）

●重要な兼職の状況

株式会社きんえい監査役

●所有する当社株式数

2,800株

●当社監査役在任年数

本総会終結の時をもって12年となります。

▶ 社外監査役候補者とした理由
および期待される役割の概要

近鉄グループ会社および当社において監査役を務めるなど豊富な監査実務の知識と経験を有し、当社において客観的立場で常勤の監査役としてその職責を十分に果たしてきたことから、適任であると判断いたしました。



略歴および地位

- 1984年4月 弁護士登録
網本法律事務所（現アイマン総合法律事務所）
入所（現在）
- 2013年11月 グンゼ株式会社監査役（2023年6月まで）
- 2016年5月 当社監査役（現在）
- 2022年9月 株式会社日建技術コンサルタント取締役（現在）

●重要な兼職の状況

アイマン総合法律事務所弁護士

●所有する当社株式数

0株

●当社監査役在任年数

本総会終結の時をもって8年となります。

▶ 社外監査役候補者とした理由
および期待される役割の概要

アイマン総合法律事務所に所属する弁護士であり、直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として専門的知識および豊富な実務経験を有し、独立した立場での助言をいただくことが期待できることから、適任であると判断いたしました。また、取締役会の諮問機関として設置している指名・報酬委員会の委員として、取締役候補者の指名および経営陣幹部の選解任プロセスならびに取締役報酬の決定プロセスに関与していただくことを期待しております。



略歴および地位

- 1987年4月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社
- 2010年11月 同社ホテル事業本部ホテル事業部長
- 2011年6月 同社ホテル・レジャー事業本部ホテル事業部長
- 2011年11月 当社経理本部会計部長
- 2015年5月 当社経理本部副本部長
- 2016年6月 近鉄グループホールディングス株式会社経営戦略部長
- 2017年6月 株式会社近鉄エクスプレス執行役員財務経理部長
- 2019年6月 同社執行役員コーポレート・ファイナンス&アカウンティング部長
- 2021年4月 同社上席執行役員コーポレート・ファイナンス&アカウンティング部長
- 2023年6月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役常務執行役員経営戦略部担当（現在）

●重要な兼職の状況

近鉄グループホールディングス株式会社取締役常務執行役員
三重交通グループホールディングス株式会社監査役

●所有する当社株式数

0株

▶ 監査役候補者とした理由

近鉄グループホールディングス株式会社および同社グループ会社において主に経理・財務関連業務に従事し、企業会計の実務に長年にわたり携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、適任であると判断いたしました。



略歴および地位

- 1987年4月 旧株式会社近鉄百貨店入社
- 2017年5月 当社奈良店副店長
- 2020年5月 当社執行役員（現在）
- 2022年5月 当社橿原店長（現在）

●所有する当社株式数

1,000株

▶ 監査役候補者とした理由

総務関連業務、営業関連業務、経営企画業務に従事した後、生駒店長、草津店長、上本町店長を歴任し、現在は橿原店長を務めるなど当社業務全般に精通していることから、適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長田宏氏および井上圭吾氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項および定款第36条の規定により、井上圭吾氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、優秀な人材確保、役員の職務の執行における萎縮防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年6月更新の予定であります。本議案において各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しております。
5. 当社は、東京証券取引所に対し、井上圭吾氏を独立役員として届け出ております。
6. 長田宏氏の過去10年間および現在の近鉄グループホールディングス株式会社ならびに同社の子会社および関連会社における業務執行者等としての地位および担当は、「略歴および地位」欄に記載のとおりであります。なお、近鉄グループホールディングス株式会社ならびに同社の子会社および関連会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者であります。
7. 笠松宏行氏の過去10年間および現在の近鉄グループホールディングス株式会社および同社の子会社における業務執行者としての地位および担当は、「略歴および地位」欄に記載のとおりであります。なお、同氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役候補者であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2022年5月26日開催の第128期定時株主総会において補欠監査役に選任いただいた門山龍彦氏の選任の効力が失効いたしますので、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

かどやま たつひこ
門山 龍彦 (1959年2月22日生)

再任

社外



略歴および地位

- 1981年4月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社
- 2011年6月 株式会社近鉄ホテルシステムズ（現株式会社近鉄・都ホテルズ）ホテル事業本部金沢都ホテル総支配人
- 2012年6月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）生活関連事業本部ホテル事業統括部ホテル事業部長
- 2014年4月 株式会社きんえい監査役（常勤）（現在）

●重要な兼職の状況

株式会社きんえい監査役（常勤）

●所有する当社株式数

0株

●当社補欠監査役在任年数

本総会終結の時をもって8年となります。

▶ 補欠の社外監査役候補者とした理由

近鉄グループホールディングス株式会社および同社グループ会社において、豊富な企業実務の知識と経験を有し、株式会社きんえいにおいても客観的立場で常勤の監査役としてその職責を十分に果たしてきたことから、適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 門山龍彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、優秀な人材確保、役員職務の執行における萎縮防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年6月更新の予定であります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しております。門山龍彦氏の選任が承認され監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。
3. 門山龍彦氏の過去10年間および現在の近鉄グループホールディングス株式会社ならびに同社の子会社および関連会社における業務執行者等としての地位および担当は、「略歴および地位」欄に記載のとおりであります。なお、近鉄グループホールディングス株式会社ならびに同社の子会社および関連会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者であります。

(以上)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行したことにより、社会経済活動が正常化に向かうとともに、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな景気回復基調のうちに推移しました。百貨店業界におきましては、行動制限の緩和等による外出機会の増加などから消費マインドの回復がみられ、さらには円安効果と入国制限の終了を背景としたインバウンド需要の伸びが売上を押しあげるなど、全国百貨店売上高は大都市を中心に好調に推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、「中期経営計画(2021-2024年度)」において長期ビジョンとして掲げた「暮らしを豊かにするプラットフォーマー」を目指し、あべの・天王寺エリアの魅力最大化など4つの基本方針に基づく諸施策を強力に推進するとともに、各事業における収益力向上に懸命の努力を払いました。

事業のセグメント別業績は、次のとおりであります。

百貨店業

百貨店業におきましては、収益力および集客力の強化に注力するとともに、企業価値向上にも努めてまいりました。まず、旗艦店であるあべのハルカス近鉄本店については、さらなる特選ブランドの強化を図るため、タワー館1階に「バーバリー」を導入するとともに、タワー館5階婦人服売場に、衣・食・住・サービスを集積させた売場である「スクランブルMD」の第三弾として、美容と健康に対する意識が高い「オトナ女子」をターゲットとした「美sion Terrace (ビジョンテラス)」を新設いたしました。また、収益力向上の一つとして強化しているフランチャイズ事業においては、ウイング館地下2階に、不二家との共同開発により誕生した洋菓子の新ブランド「Pekolicious (ペコリシャス)」の第一号店を導入するとともに、当社フランチャイズ事業では初となる本格的なレストラン事業として「ベビーフェイス スカイテラス あべのハルカス店」をタワー館14階レストランフロアに、さらには同フロアおよび12階レストランフロアに西日本初出店となる「洋食屋 伊勢十」[TOKYO MERCATO (トウキョウメルカート)]を導入いたしました。また、2025年に開催される「大阪・関西万博」に向けた機運醸成を図るため、タワー館2階に、オフィシャルストアの第一号店を導入し、公式ライセンス商品を販売するほか、万博に関する様々な情報発信も行っております。さらには、E S G経営を推進するため、地域の事業者や生産者、行政、団体と結びつきをより深め、当社グループ沿線地域の活性化につながる新たな価値を創出する事業として、大阪府河南町でいちごの自社栽培をスタートさせ、昨年12月に「はるかすまいる」として販売を開始し、ご好評をいただいているほか、「地方創生」の一環として、ウイング館2階に高知県産品の販売や食・文化・観光の情報発信を行う期間限定アンテナショップ「まるごと高知 in あべのハルカス」を導入し、多くのお客様にご来店いただきました。

次に、地域中核店・郊外店においては、地域生活に「なくてはならない存在」を目指し、生活機能、商業機能、コミュニティ機能を融合した「タウンセンター化」への変革を推進するため、上層階へは専門店を導入するとともに、低中層階にはフランチャイズ運営売場を積極的に拡充するなど、さらなる収益構造改革を進めてまいりました。上本町店、榎原店においては、ハンズとの協業による「Plugs Market（プラグスマーケット）」を導入し、地域共創に取り組みました。

これらの諸施策を推進したことに加え、外商売上が好調に推移した結果、グループ会社との取引を消去した連結上の売上高は924億80百万円（前期比3.4%増）、営業利益は25億42百万円（同327.9%増）となりました。

卸・小売業

卸・小売業におきましては、株式会社シュテルン近鉄において、輸入車販売が好調に推移したため、連結上の売上高は135億39百万円（前期比6.3%増）であったものの、株式会社ジャパンフーズグリエイトにおいて、サーモンの価格上昇等により減益となったため、営業利益は3億27百万円（同26.6%減）となりました。

内装業

内装業におきましては、株式会社近創において大口受注工事があったことにより、連結上の売上高は38億39百万円（前期比100.6%増）、営業利益は8億93百万円（同299.9%増）となりました。

不動産業

不動産業におきましては、賃貸収入により、連結上の売上高は2億95百万円（前期比2.7%増）、営業利益は2億23百万円（同7.6%増）となりました。

その他事業

その他事業におきましては、連結上の売上高は33億51百万円（前期比2.5%減）、営業利益は1億8百万円（同38.1%減）となりました。

以上の結果、当社グループの業績につきましては、売上高は1,135億6百万円（前期比5.2%増）、営業利益は39億2百万円（同149.2%増）となり、経常利益は38億64百万円（同98.6%増）となりました。これに投資有価証券売却益を特別利益に計上し、過年度消費税等および固定資産除却損等を特別損失に計上し、法人税等を差引した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は27億77百万円（同46.7%増）となりました。

当社個別の業績につきましては、前述のグループの業績と同様の理由により売上高は、941億24百万円（前期比3.3%増）となり、営業利益は28億40百万円（同216.8%増）、経常利益は26億6百万円（同135.3%増）、当期純利益は21億44百万円（同44.1%増）となりました。

売上高	
第130期	第129期
1,135億6百万円	1,078億48百万円

営業利益	
第130期	第129期
39億2百万円	15億66百万円

経常利益	
第130期	第129期
38億64百万円	19億45百万円

親会社株主に帰属する当期純利益	
第130期	第129期
27億77百万円	18億93百万円

当社の店別売上高

店 別	金 額	構成比	前期比
	百万円	%	%
あべのハルカス近鉄本店 (Hoop等を含む)	51,714	54.9	104.7
上本町店	7,713	8.2	100.9
東大飯店	907	1.0	102.5
奈良店	8,257	8.8	101.3
橿原店	4,388	4.7	101.6
生駒店	2,449	2.6	102.5
和歌山店	6,057	6.4	98.7
草津店	4,081	4.3	102.5
四日市店	6,711	7.1	102.3
名古屋店 (近鉄パッセ)	1,843	2.0	109.5
合 計	94,124	100.0	103.3

当社の商品別売上高

商品別	金 額	構成比	前期比
	百万円	%	%
衣料品	15,066	16.0	96.0
身回品	6,824	7.3	99.9
雑貨	26,972	28.7	105.8
家庭用品	1,801	1.9	92.7
食料品	30,500	32.4	102.7
食堂・喫茶	739	0.8	134.1
その他	12,219	12.9	111.8
合 計	94,124	100.0	103.3

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、持続的な賃上げや雇用情勢の改善を背景に景気の緩やかな回復が続くものと期待される一方、中国経済の減速など、海外における経済政策の不確実性や地政学的リスクの影響等により、依然として予断を許さない状況が続くものと思われまます。

このような状況の下、当社グループは中期経営計画に基づき、引き続き「豊かなくらしと価値ある生活文化の創造」に邁進し、企業価値の向上を図ってまいります。

主力の百貨店業におきましては、あべの・天王寺エリアの魅力最大化の取組みをさらに加速させてまいります。具体的には、あべのハルカス近鉄本店において、国内外問わず広域から多くのお客様にご来店いただける都市型総合百貨店への進化を目指し、ウイング館地下2階食料品売場に高収益な自主運営売場を導入するとともに、「ハルカス限定」「ハルカスならでは」をキーワードに新規ショップを導入するほか、タワー館1階特選洋品売場に、幅広い層から支持を受ける新規ブランドショップを導入いたします。また、3月7日に開業10周年を迎えたあべのハルカスとともに、年間をとおして様々な記念イベントを開催するなど、ご来店いただいたお客様に新しい価値を提供し続けてまいります。

次に地域中核店・郊外店においては、「タウンセンター化」への変革をより一層加速させるため地域特性に応じた改装を実施するとともに、フランチャイズ運営売場を積極的に拡充するなど収益力の安定とローコスト運営への転換を図ってまいります。

さらに、収益事業化の取組みとして強力に推進している、フランチャイズ事業においては、本年4月にあべのハルカス近鉄本店ウイング館2階に、当社オリジナルブランドのベーカリーカフェ&ショップ「KAFFE OTTE (カフェオッテ)」を新設するほか、草津店5階に、本店で好評を博している「ベビーフェイス スカイテラス あべのハルカス店」の第二号店として、植物に囲まれ、ホテルのロビーのような癒しの空間を提供するレストラン「ロビーガーデン By スカイテラス」を導入するなど、今後も飲食分野へ積極的に事業展開していくとともに、主力事業である「成城石井」や「ブロードン」をさらに強化してまいります。また、外商部門におきましては、富裕層顧客への取組みを強化するとともに、百貨店の外商に留まることなく、グループ各社の商品やサービスをご紹介する近鉄グループのコンシェルジュとしての機能を進化させてまいります。

これに加え、ESG経営を推進するため、昨年スタートしたいちごの生産に続く新たな農業事業を展開し、沿線価値の向上や地域活性化に取り組んでまいります。

当社は、以上の施策にグループ一丸となって取り組み、もって業績の向上を図る所存ですので、株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当社グループが当期に実施した設備投資の総額は37億円であります。その主なものは、各店における売場改装工事および施設改修工事であります。

(4) 資金調達の状況

当社グループは当期において、主に自己資金および金融機関からの借入金により必要な資金をまかないました。

(5) 事業の譲渡または譲受け、吸収合併、会社分割、他の会社の株式の取得または処分等の状況該当する事項はありません。

(6) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第127期 2020年度	第128期 2021年度	第129期 2022年度	第130期 2023年度
売上高 (百万円)	218,351	98,146	107,848	113,506
経常利益 (百万円)	△1,293	△572	1,945	3,864
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	△4,949	△775	1,893	2,777
1株当たり当期純利益 (円)	△122.58	△19.21	47.38	69.44
総資産 (百万円)	123,420	119,384	118,343	115,364
純資産 (百万円)	33,643	33,311	34,586	37,317

- (注) 1. 第128期より「収益認識に関する会計基準」等を早期適用しております。
 2. △印は損失を示しております。
 3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、第129期および第130期においては自己株式に「株式需給緩衝信託[®]」が保有する当社株式を含めております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第127期 2020年度	第128期 2021年度	第129期 2022年度	第130期 2023年度
売上高 (百万円)	197,002	81,643	91,155	94,124
経常利益 (百万円)	△1,731	△1,358	1,107	2,606
当期純利益 (百万円)	△5,072	△1,150	1,487	2,144
1株当たり当期純利益 (円)	△125.63	△28.50	37.23	53.60
総資産 (百万円)	116,017	112,220	111,258	107,138
純資産 (百万円)	29,262	28,197	29,391	31,095

- (注) 1. 第128期より「収益認識に関する会計基準」等を早期適用しております。
 2. △印は損失を示しております。
 3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、第129期および第130期においては自己株式に「株式需給緩衝信託[®]」が保有する当社株式を含めております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2024年2月29日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は近鉄グループホールディングス株式会社であります。同社は、同社の子会社が保有する当社株式および同社の子会社が退職給付信託に拠出した当社株式を含め、当社の議決権の69.4%を保有しております。

また、当社の取締役1名および監査役1名は、同社の取締役であります。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、同社との間にキャッシュマネジメントシステムによる資金の貸付けおよび借入れの取引関係があります。

当該取引の実施に当たっては、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定していることから、その取引条件は、いずれも妥当なものであり、当社取締役会は、当該取引が当社の利益を害するものでないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
株式会社近鉄友の会	百万円 70	% 100.0	前払式特定取引業
株式会社シュテルン近鉄	100	100.0	自動車販売業
株式会社ジャパンフーズクリエイト	100	100.0	食料品卸・小売業
株式会社近創	50	100.0	内装業
近畿配送サービス株式会社	30	100.0	運送業
株式会社Kサポート	25	100.0	労働者派遣業

(8) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

- ① 百貨店業 (百貨店業、前払式特定取引業)
- ② 卸・小売業 (自動車販売業、食料品卸・小売業)
- ③ 内装業
- ④ 不動産業
- ⑤ その他事業 (運送業、労働者派遣業)

(9) 主要な営業所 (2024年2月29日現在)

① 当社の主要な店舗

名称	所在地
あべのハルカス近鉄本店 (Hoop等を含む)	大阪市阿倍野区
上本町店	大阪市天王寺区
東大阪店	大阪府東大阪市
奈良店	奈良県奈良市
橿原店	奈良県橿原市
生駒店	奈良県生駒市
和歌山店	和歌山県和歌山市
草津店	滋賀県草津市
四日市店	三重県四日市市
名古屋店(近鉄パッセ)	名古屋市中村区

② 子会社の主要な営業所

会社名	所在地
株式会社近鉄友の会	大阪市阿倍野区
株式会社シュテルン近鉄	大阪市城東区
株式会社ジャパンフーズクリエイト	大阪府松原市
株式会社近創	大阪市阿倍野区
近畿配送サービス株式会社	大阪府八尾市
株式会社Kサポート	大阪市天王寺区

(10) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数 (前期末比増減)	
	名	
百貨店業	1,525	(14名減)
卸・小売業	201	(7名減)
内装業	105	(2名増)
不動産業	－	(－)
その他事業	272	(20名減)
合計	2,103	(39名減)

- (注) 1. 上記従業員のほかに、契約社員およびパートタイマー等2,248名(期中平均)がおります。
2. 不動産業は、百貨店業の従業員が兼務しているため、人数を記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
1,511名(12名減)	46.9歳	22.8年

- (注) 1. 上記従業員数は、受入出向社員を含み他社への出向社員を含んでおりません。
2. 上記従業員のほかに、契約社員およびパートタイマー等1,290名(期中平均)がおります。

(11) 企業集団の主要な借入先 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,050
株式会社りそな銀行	702
三井住友信託銀行株式会社	586

2. 会社の株式に関する事項 (2024年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,437,940株(自己株式61,426株を含む。)
- (3) 株主数 25,517名(前期末比3,543名増)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
近鉄グループホールディングス株式会社	千株 25,487	% 63.1
株式会社日本カストディ銀行 (りそな銀行再信託分・近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)	1,445	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	766	1.9
近鉄共栄持株会	741	1.8
株式会社奥村組	740	1.8
株式会社大林組	739	1.8
株式会社きんでん	732	1.8
株式会社近鉄エクスプレス	515	1.3
野村信託銀行株式会社 (近鉄百貨店株式需給緩衝信託口)	443	1.1
株式会社竹中工務店	440	1.1

(注) 持株比率は、自己株式(61,426株)を控除して算出しております。

なお、自己株式には「株式需給緩衝信託[®]」(株主名は「野村信託銀行株式会社(近鉄百貨店株式需給緩衝信託口)」)が保有する当社株式は含めておりません。ただし、「1. 企業集団の現況に関する事項(6) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおり、会計上は企業会計の基準に準拠し、自己株式として会計処理をしております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2024年2月29日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長 社長執行役員	秋田 拓士	
代表取締役 取締役専務執行役員	千原 昌和	営業政策本部、奈良店、和歌山店、四日市店、商業開発運営本部および外商統括本部担任ならびに本店長
取締役 取締役専務執行役員	長野 公俊	総務本部および業務本部担任ならびに総合企画本部長
取締役 常務執行役員	八木 徹	業務本部長
取締役 常務執行役員	梶間 隆弘	営業政策本部長
取 締 役	小林 哲也	近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長 近鉄不動産株式会社取締役 KNT-CTホールディングス株式会社取締役
取 締 役	向井 利明	
取 締 役	吉川 一三	
取 締 役	廣瀬 恭子	株式会社広瀬製作所取締役社長
監査役(常勤)	長田 宏	※株式会社さんえい監査役
監査役(常勤)	辻 究	
監 査 役	井上 圭吾	アイマン総合法律事務所弁護士
監 査 役	若井 敬	近鉄グループホールディングス株式会社取締役専務執行役員

- (注) 1. 向井利明氏、吉川一三氏および廣瀬恭子氏は、社外取締役であります。
2. 長田宏氏および井上圭吾氏は、社外監査役であります。なお、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として門山龍彦氏が選任されております。
3. 当社の社外監査役である長田宏氏は、※を付した会社の社外監査役を兼務しております。
4. 当社は東京証券取引所に対し、向井利明氏、吉川一三氏、廣瀬恭子氏および井上圭吾氏を独立役員として届け出ております。
5. 当社は、会社法第427条第1項ならびに定款第28条および第36条の規定により、向井利明氏、吉川一三氏、廣瀬恭子氏および井上圭吾氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しております。
7. 若井敬氏は、近鉄グループホールディングス株式会社および同社の子会社の経理部門において企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役であります。

8. 取締役の異動

【新任】2023年5月25日付

代表取締役	専務執行役員	千原 昌 和
取 締 役	専務執行役員	長 野 公 俊
取 締 役	常務執行役員	梶 間 隆 弘

【退任】2023年5月25日付任期満了

代表取締役	取 締 役 会 長	高 松 啓 二
取 締 役	専務執行役員	尾 原 謙 治
取 締 役	専務執行役員	吉 田 茂

(2) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係（2024年2月29日現在）
重要な兼職先と当社との間には記載すべき関係はありません。
- ② 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	向井 利明	当期中に開催された取締役会10回中9回に出席し、経済人としての豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、当期中に開催された指名・報酬委員会に出席し、取締役の人事、報酬について監督し助言を行うなど、社外取締役に期待する役割を果たしております。
	吉川 一三	当期中に開催された取締役会10回全てに出席し、経済人としての豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、当期中に開催された指名・報酬委員会に出席し、取締役の人事、報酬について監督し助言を行うなど、社外取締役に期待する役割を果たしております。
	廣瀬 恭子	当期中に開催された取締役会10回全てに出席し、経済人としての豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、当期中に開催された指名・報酬委員会に出席し、取締役の人事、報酬について監督し助言を行うなど、社外取締役に期待する役割を果たしております。
監査役	長田 宏	当期中に開催された取締役会10回、監査役会11回全てに出席し、企業実務に関する豊富な経験に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べました。
	井上 圭吾	当期中に開催された取締役会10回、監査役会11回全てに出席し、弁護士としての立場から法的な疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べました。また、当期中に開催された指名・報酬委員会に出席し、取締役の人事、報酬について監督し助言を行いました。

(注) 上記のほか、会社法第370条および定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

- ③ 当社の親会社または当社親会社の子会社（当社を除く。）から当期の役員として受けた報酬等の額 2百万円

(3) 報酬等に関する事項

① 報酬等の総額

役員区分	総額 (百万円)	内訳 (百万円)		員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役	125	119	5	12
(うち社外取締役)	(15)	(14)	(1)	(3)
監査役	38	38	—	4
(うち社外監査役)	(17)	(17)	(—)	(2)

(注) 当期中に退任した取締役3名に対する報酬が含まれております。

② 取締役の業績連動報酬の概要

ア. 業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標 (KPI) を反映した金銭報酬としております。当該指標を選択しているのは、当社事業活動の総合力を判断できる指標として適切と考えられるためです。

イ. 各事業年度の当社経常利益額および1株当たり年間配当額に応じて算出された額を月例の固定報酬の支給にあわせて均等に分割して支給することとしております。

ウ. 2023年6月の金額改定時に用いた第129期の指標は以下のとおりであります。

当社経常利益額	1,107百万円
1株当たり年間配当額	10円

③ 株主総会決議の概要等

取締役報酬については、2001年1月25日開催の臨時株主総会の決議により、金銭報酬額を月額33百万円以内と定めており、当該株主総会終結時において取締役は11名であります。また、監査役報酬については、2003年5月22日開催の定時株主総会の決議により、金銭報酬額を月額8百万円以内と定めており、当該株主総会終結時において監査役は4名であります。

④ 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月24日開催の取締役会において決議しました。

イ. 決定方針の内容の概要

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすることを基本方針とし、固定報酬および業績連動報酬により構成しております。

b. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は月例の金銭報酬とし、各職責等に応じて、当社の業績など総合的に勘案して決定するものとしております。

c. 業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、各事業年度の当社経常利益額および1株当たり年間配当額に応じて算出された額を月例の固定報酬の支給にあわせて均等に分割して支給するものとしております。

d. 固定報酬の額または業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬（固定報酬、業績連動報酬）の割合については、業績連動報酬の額が業績向上のインセンティブとして機能するよう、指名・報酬委員会において検討・協議することとしており、代表取締役社長執行役員は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、現時点での報酬等の種類ごとの比率の目安は、固定報酬：業績連動報酬＝80：20です（KPIを100%達成の場合）。

⑤ 取締役の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の実額の決定については、取締役会で定めた取締役の報酬に関する規程に基づき代表取締役社長執行役員秋田拓士がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬および業績連動報酬の額の配分としております。当該権限が適切に行使されるよう、報酬の内容については指名・報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長執行役員は当該答申の内容に従って決定しなければならないものとしております。

- ⑥ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の定めた決定方針に従い、指名・報酬委員会からの答申を受けた代表取締役社長執行役員が上記⑤の権限に基づき決定しております。なお、指名・報酬委員会は決定された個人別報酬等の内容を確認のうえ、その確認結果を取締役会に報告しておりますので、取締役会は、当該報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(ご参考)

執行役員（取締役兼務者を除く。）は次のとおりであります。

2024年2月29日現在

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	北村 浩	商業開発運営本部長
常務執行役員	吉川 和男	外商統括本部長
執 行 役 員	首藤 恭子	商業開発運営本部榎原店長
執 行 役 員	杉野 欣一	外商統括本部副本部長
執 行 役 員	小山 修	総務本部長、監査部担任
執 行 役 員	速水 正明	営業政策本部副本部長
執 行 役 員	荻野 眞弓	奈良店長
執 行 役 員	畑中 弘樹	和歌山店長
執 行 役 員	藤田 弘樹	外商統括本部外商本部長
執 行 役 員	和束 紀明	商業開発運営本部副本部長および上本町店長

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の額 77百万円

当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の

財産上の利益の合計額 81百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査についてそれぞれの報酬等の額を区分しておりませんので、会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。

2. 監査役会は、会計監査人および社内関係部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると判断した場合には、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務遂行状況その他の事情を勘案して、必要と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	27,317
現金及び預金	3,728
受取手形、売掛金及び契約資産	11,753
商品及び製品	6,185
仕掛品	239
原材料及び貯蔵品	26
その他	5,398
貸倒引当金	△13
固定資産	88,046
有形固定資産	65,026
建物及び構築物	34,225
機械装置及び運搬具	839
工具、器具及び備品	1,682
土地	27,538
リース資産	741
無形固定資産	2,047
投資その他の資産	20,972
投資有価証券	4,084
長期貸付金	29
敷金及び保証金	9,969
退職給付に係る資産	3,904
繰延税金資産	2,217
その他	827
貸倒引当金	△60
資産合計	115,364

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	73,380
支払手形及び買掛金	19,102
短期借入金	5,145
リース債務	55
未払金	2,954
未払法人税等	724
契約負債	20,129
商品券	7,163
預り金	10,214
賞与引当金	175
商品券等引換損失引当金	5,970
その他	1,743
固定負債	4,666
長期借入金	896
リース債務	175
長期預り敷金保証金	2,937
退職給付に係る負債	551
資産除去債務	69
その他	37
負債合計	78,046
(純資産の部)	
株主資本	34,963
資本金	15,000
資本剰余金	9,054
利益剰余金	12,132
自己株式	△1,223
その他の包括利益累計額	2,353
その他有価証券評価差額金	1,564
退職給付に係る調整累計額	789
純資産合計	37,317
負債純資産合計	115,364

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		113,506
売上原価		57,872
売上総利益		55,634
販売費及び一般管理費		51,731
営業利益		3,902
営業外収益		
受取利息及び配当金	114	
その他	1,487	1,601
営業外費用		
支払利息	67	
その他	1,573	1,640
経常利益		3,864
特別利益		
投資有価証券売却益	979	979
特別損失		
過年度消費税等	796	
固定資産除却損等	169	966
税金等調整前当期純利益		3,877
法人税、住民税及び事業税	762	
法人税等調整額	337	1,099
当期純利益		2,777
親会社株主に帰属する当期純利益		2,777

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	21,898
現金及び預金	2,881
受取手形	28
売掛金	10,553
商品	4,253
仕掛品	26
貯蔵品	24
前払費用	1,126
短期貸付金	362
未収入金	925
その他	1,728
貸倒引当金	△14
固定資産	85,240
有形固定資産	62,466
建物	15,023
建物附属設備	17,436
構築物	422
機械及び装置	21
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	1,636
土地	27,184
リース資産	741
無形固定資産	1,995
借地権	387
ソフトウェア	1,422
ソフトウェア仮勘定	173
その他	12
投資その他の資産	20,778
投資有価証券	4,012
関係会社株式	1,727
長期貸付金	28
敷金及び保証金	9,819
長期前払費用	197
前払年金費用	2,701
繰延税金資産	2,025
その他	326
貸倒引当金	△59
資産合計	107,138

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	71,987
買掛金	17,970
短期借入金	2,604
リース債務	55
未払金	3,115
未払費用	317
未払法人税等	506
未払消費税等	1,056
契約負債	593
前受金	114
商品券	7,163
預り金	32,521
商品券等引換損失引当金	5,970
固定負債	4,056
長期借入金	896
リース債務	175
長期預り敷金保証金	2,937
資産除去債務	15
その他	31
負債合計	76,043
(純資産の部)	
株主資本	29,529
資本金	15,000
資本剰余金	9,154
資本準備金	5,000
その他資本剰余金	4,154
利益剰余金	6,598
その他利益剰余金	6,598
繰越利益剰余金	6,598
自己株式	△1,223
評価・換算差額等	1,565
その他有価証券評価差額金	1,565
純資産合計	31,095
負債純資産合計	107,138

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		94,124
売上原価		40,903
売上総利益		53,220
販売費及び一般管理費		50,379
営業利益		2,840
営業外収益		
受取利息及び配当金	371	
その他	1,570	1,941
営業外費用		
支払利息	340	
その他	1,835	2,176
経常利益		2,606
特別利益		
投資有価証券売却益	979	979
特別損失		
過年度消費税等	796	
固定資産除却損等	193	990
税引前当期純利益		2,594
法人税、住民税及び事業税	125	
法人税等調整額	325	450
当期純利益		2,144

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月9日

株式会社近鉄百貨店
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 田 大 輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和 田 安 弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 西 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社近鉄百貨店の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社近鉄百貨店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月9日

株式会社近鉄百貨店
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 田 大 輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和 田 安 弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 西 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社近鉄百貨店の2023年3月1日から2024年2月29日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第130期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、審議した結果、全員一致の意見により次のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、随時会計監査人から監査に関する報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2024年4月9日

株式会社近鉄百貨店	監査役会	
監査役（常勤）	長 田	宏 ㊟
監査役（常勤）	辻	究 ㊟
監 査 役	井 上 圭	吾 ㊟
監 査 役	若 井	敬 ㊟

(注) 監査役長田宏および同井上圭吾は、社外監査役であります。

(以 上)

株主総会会場ご案内図



会場

大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号

都シティ 大阪天王寺
6階 吉野の間



交通機関

[近 鉄]

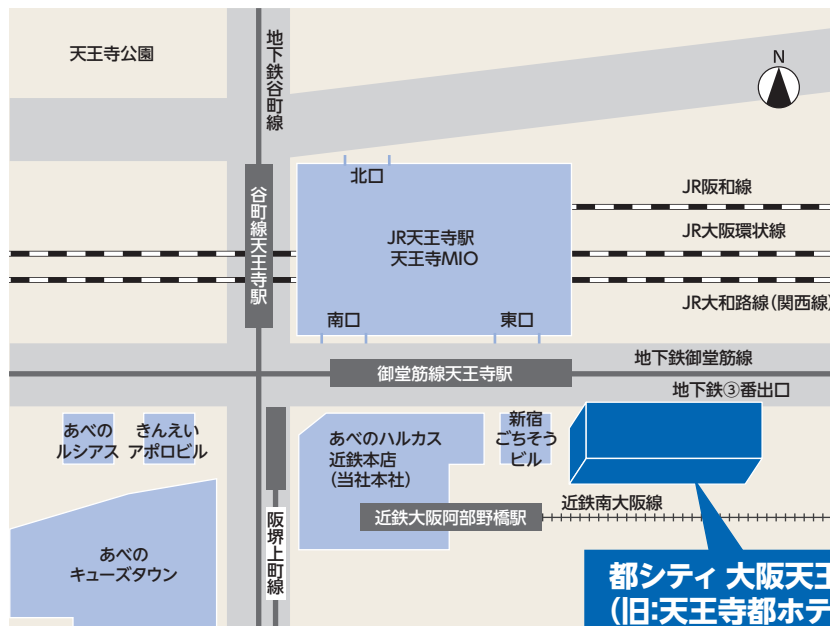
「大阪阿部野橋駅」地下東改札を出て
都シティ 大阪天王寺 地下入口へ

[地下鉄]

「天王寺駅」御堂筋線東改札を出て
都シティ 大阪天王寺 地下入口へ

[J R]

「天王寺駅」東口を出て横断歩道を渡り
都シティ 大阪天王寺 正面入口へ



今後の状況により、会場の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.d-kintetsu.co.jp/corporate/ir/soukai.php>) に掲載いたしますので、事前にご確認くださいようお願い申し上げます。

